

福祉・人権

地域包括支援センター 運営協議会の傍聴を

【時】4月22日(木)、午後2時から、【所】ロズWAM501・502、【定】先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、【申】電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、福祉総合相談課 ☎655・2758、【FAX】622・0655

東保健福祉センターがオープン

保健福祉センターは、地域の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、世代や分野を問わない保健と福祉に関するさまざまな相談を受け、解決に向けて取り組むための施設です。保健師や福祉の専門職が対応します。お気軽にご相談ください。



【所】西河原二丁目17-4、【対】太田・西河原・三島・庄栄・東・白川小学校区、【問】同センター ☎621・3371

「コミュニティデイハウスのご利用を

4月から、街かどデイハウス「なみき(玉瀬町30-6) ☎628・4166」がコミュニティデイハウスに移行し、全18か所になります。

【対】65歳以上の人(要介護認定者除

く)、②事業対象者、要支援1・2の人、【内】健康チェック、介護予防の運動、趣味活動、食事等、【¥】利用料と食事・趣味活動等の実費、【備】②ケアプラン作成等の手続きが必要、【問】長寿介護課 ☎620・1637

訪問理美容サービス事業のご利用を

【対】在宅で生活する外出困難な要介護3～5の65歳以上、【内】府理容生活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問理美容費を助成するチケットを交付、【¥】1枚で出張費上限千円(施術料実費)、【備】年度の上限枚数は申請が4～6月14枚、7～9月13枚、10～12月12枚、1～3月11枚、【申】長寿介護課 ☎620・1637

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けられません。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。【問】長寿介護課 ☎620・1637

介護保険料の納入通知書等を発送

介護保険料を年金から天引きしていない65歳以上の人に、4月上旬に通知書等を発送します。納付書払いの人に

は納付書、口座振替の人には納入通知書、4月に特別徴収(年金からの天引き)を開始する人には特別徴収開始のお知らせを送付します。4月中旬を過ぎて届かない場合は、ご連絡ください。【問】長寿介護課 ☎620・1639

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。【対】次の①～④いずれかに該当する人、【内】次の全てに該当し、市が認定した人、【A】次の全てに該当し、市が認定した人、①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額)以下、③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、【回】生活保護受給者、【C】「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、【¥】A利用者負担額(10%相当分)、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(老齢福祉年金受給者は50%)、【C】個室居住費または滞在費全額、【問】利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎620・1639

課 ☎620・1639

人間関係や家庭環境等の相談は ユースプラザで

【所】①CHO(総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館内、月・日曜日休み)、②いばらき「OBB」(豊川のち・愛・ゆめセンター分館内、月・火・日曜日休み)、③ベンプスタ・ぱーちスペース(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内、火・木・日曜日休み)、④プラザ・あい(府営茨木安威住宅B-5棟103、月・水・日曜日休み)、⑤エント(ローズWAM内、月・火・土曜日休み)、【対】中学生・おおむね40歳のひきこもり・ニート・不登校等の生きづらさを抱えた子どもまたは若者と保護者、【内】面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、【問】① ☎628・6993、② ☎080・9607・5051、③ ☎655・3761、④ ☎655・1821、⑤ ☎080・1521・4624

健康保険・年金

後期高齢者医療・国民健康・ 介護保険料の年金からの納付額

2月に年金から保険料を納付している人・世帯は、4・6・8月も同額です(8月の変動の可能性あり)。通知は送付しません。なお、10月以降の納付額は、①国民健康保険は6月、②

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 【時】とき、【所】ところ、【対】対象、【定】定員、【内】内容、【¥】費用・報酬など、【持】持ち物、【備】備考、【申】申込、



掲載しているイベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

後期高齢・③介護保険は7月に通知します。**問** ①保険年金課(国保) ☎ 620・1631、②保険年金課(高齢) ☎ 620・1630、③長寿介護課 ☎ 620・1639

忘れていませんか?

国民健康保険の加入・脱退届

退職・転職等で職場の健康保険を喪失した人は加入届を、就職・結婚等で社会保険に加入した人は脱退届を14日以内に提出してください。脱退届を提出しないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり保険料も二重に賦課されますので、ご注意ください。**問** 保険年金課(国保) ☎ 620・1631

国民年金保険料の納付書を送付

国民年金保険料を金融機関やコンビニで納付している人に、4月1日以降順次、今年度分の納付書が日本年金機構から送付されます。前納する人は、4月30日までに納付してください。納付書が届かない人はご連絡ください。**問** 吹田年金事務所 ☎ 06・6821・2401

学生納付特例制度等の申請を

厚生年金の加入者を除き、20歳になつてから2週間程度で日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書等が送付されます。保険料の納付が困難な場合は、①学生納付特例制度や②

固定資産税の価格・税額等の確認は4/1から

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の所有する資産が記載された部分を確認できます(土地・家屋は5月に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に添付または同封の明細書で内容確認可)。また、借地・借家人等は、自己が使用または収益の対象となる部分の固定資産課税台帳を閲覧できます。事前申請可能な郵送閲覧もご利用ください。

所 資産税課、**持** 来庁者の本人確認ができる証明書等(下記参照)、申請人が代理人や別居の親族=委任状(下記参照)、法人=社印、代表者印、借地・借家人等=賃貸借契約書等、**備** 郵送閲覧希望の場合は、上記の持ち物(写)と、申請人・納税義務者・必要年度等を記入した申請書(市 HP からダウンロード、法人の場合は社印・代表者印押印)、返信用封筒(送付先記入、切手貼付)等が必要、**問** 同課 ☎ 620・1615

今年度の固定資産評価(公課)証明を発行

4/1から、今年度の固定資産評価証明・公課証明を発行します。

所・**問** 市民税課 ☎ 620・1614

土地・家屋価格等の帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者(所有者)は、今年度分の市内全ての土地または家屋の価格等を記載した帳簿を見ることができます。

時 4/1(木)～5/31(月)の平日、8:45～17:15、**所** 資産税課、**対**・**内** 土地の納税者=土地価格等縦覧帳簿(土地の所在・地番・地目・地積・価格等)、家屋の納税者=家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格等)、**持** 来庁者の本人確認ができる証明書等(下記参照)、申請人が代理人または別居の親族=委任状(下記参照)、**問** 同課 ☎ 620・1615

固定資産の登録価格に不服があれば審査申出を

固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合は、納税者が固定資産評価審査委員会に審査申出をすることができます。

申 4/1以降で納税通知書の交付を受けた日の翌日から3か月以内に、申出書(市 HP からダウンロード)を、同委員会事務局(市民税課内) ☎ 620・1614

納付猶予制度等の免除制度がありません。ただし、①②等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。この場合、保険料を追納すると年金額を増やすことができますが、経過期間に応じた加算額が上乗せされるので、ご注意ください。

対 ①大学(院)・短大・高校・専修学校等の学生(夜間部、1年以上の通信制課程含む)、②50歳未満、**持** ①学生証(表裏の写し)、身分証明書等、**備** ①本人・②本人と配偶者の所得制限あり、家族が代理申請する場合は来庁者の身分証明書を持参(別居の家族が代理申請する場合には委任状要)、**申** 保険年金課(年金)(日本年金機構から送付されるお知らせに同封の返信用封

筒で郵送可) ☎ 620・1632
予約年金相談のご利用を
年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。
時 4月13日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分程度、**所** 保険年金課、**定** 先着15人、**内** 国民年金、厚生

【本人確認ができる証明書等】 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、公的機関が発行した資格証明書またはそれに準ずるもの

【委任状に相当するもの】 固定資産に関する売買契約書や競売落札関係書類等、寝たきり等委任状を作成できない人の保険証等、相続関係が分かる戸籍謄本等、その他申請代理権が授与されているとみなされるもの(委任状には納税者等の押印要、法人の場合は社印・代表者印押印要)



生年金等、**障害年金手帳**、**基礎年金番号**通知書、**厚生年金被保険者証**、**年金証書**、**身分証**(顔写真付き以外は2点必要)、**職歴メモ等**(本人以外の場合は指定様式の委任状)、**申**4月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎620・1632

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時4月12日(月)・21日(水)・30日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、**申**同課(年金) ☎620・1632

税金

振替納税日の延期

申告・納付の期限が4月15日に延長されたことに伴い、昨年度の確定申告の振替納付日が、所得税・復興特別所得税は5月31日、消費税・地方消費税は5月24日に変更になります。**問**茨木

税務署 ☎623・1131

今月の納付(4月30日(金)まで)

- 介護保険料普通徴収第1期分
 - 一般廃棄物処理手数料第4期分
- 忘れずに納めてください。

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

時4月21日(水)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎620・1680

就学援助制度の申請を

対昨年中の世帯所得が基準額(左表参照)以下または生活保護を受給中で、

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯(円)	持家世帯(円)
2人	2,130,400	1,951,000
3人	2,597,200	2,417,800
4人	3,227,500	3,048,100
5人	3,549,700	3,370,300
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円を加算	

市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者、**内**学用品・校外活動・修学旅行・学校給食費等、**備**給与所得・公的年金等所得がある人は、総所得金額から10万円を差し引いた所得額で審査、**申**4月8日～5月10日(休校日除く)に、申請書(就学している学校で交付、市HPからダウンロード可)、市外からの転入等で所得が不明な人は所得証明等、借家世帯の所得基準額の適用を希望する人は賃貸契約書(写)または借家に居住していることが証明できる書類(家賃支払証明書等)を直接、学校(小・中学校両方に子どもがいる人は、それぞれの学校に申請要)、**問**学務課 ☎620・1684

予約奨学金説明会

時4月20日(火)、午後7時から、**所**フリエイトセンター301、**対**来年度に大学・短大・専修学校等に進学を希望する高校3年生または高校卒業後2年以内の人と保護者、**内**日本学生支援機構奨学金の制度説明や申請・予約、**問**学校教育推進課 ☎620・1683

府育奨学金の活用を

高校等在学者対象の府育奨学金は、入学した高校で早めに申し込んでください。詳細は、各高校の事務室または市奨学金相談窓口(教育センター内)へお問い合わせください。**問**同センター ☎626・4400

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

時【夜間】4月12日(月)・26日(月)、午後8時まで、【休日】25日(日)、午前9時～午後5時、**所**①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①保険年金課(徴収) ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616



放課後子ども教室の運営にご協力を

市では、市内全小学校区で子どもの安全・安心な居場所の提供と、体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全



掲載しているイベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

市青少年問題協議会では、市青少年健全育成運動重点目標を、「子どもの

リーフネット「いばらきの青少年
ほっとけん」の活用を

同課 ☎ 622・5180

こども会は、子どもを地域で育てるための自主的な組織です。同じ地域に住む子どもが、異年齢の仲間と遊びを中心とする集団活動を行うことで、社会の一員として必要な知識や態度を身につけるとともに、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び考える「生きる力」を身につけることがねらいです。主な対象は小学生ですが、地域により幼児や中学生が含まれることもあります。こども会への加入は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。こども会をつくりたい場合は、社会教育振興課へお問い合わせください。 **問**

☎ 622・5180

こども会に入ろう

体で子どもの豊かな成長を育むコミュニケーションづくりを目的に、各校区分行委員会による同教室を実施しています。対象は校区在住の小学生で、安全の見守りや、茶道・将棋・囲碁・工作等の室内遊び、ドッジボールやサッカー等の外遊びの指導・支援を行っています。保護者を含む地域の皆さんや、市内在住・在学の大学生の運営へのご協力をお待ちしています。 **問** 社会教育振興課

障害のある子どもの就学相談

問 就学相談・ガイダンス＝教育センター ☎ 626・4400、その他＝学校教育推進課 ☎ 620・1683

市では、全ての子どもたちが、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っています。障害のある子どもの就学相談は、障害の程度に関わらず、地域の小・中学校から開始し、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、就学先を決定します。早い時期からの相談が、より良い就学につながります。市外へ転出予定の人も含め、まずは、就学ガイダンス（右記参照）にご参加ください。

◆就学相談の流れ

【5～7月上旬 就学相談の申込・見学・相談】

現在通っている幼稚園・保育所等、学校を通じて申し込んでください。未就園の場合は、教育センターにお問い合わせください。なるべくこの期間に地域の小・中学校や支援学校の教育方針を聞き、教育環境、学習の様子や学校行事等を見学・体験してください。

【7～10月 見学・体験・相談】

初回は、現在通っている幼稚園・保育所等、学校を通じて申し込んでください。2回目以降は、各学校に直接連絡してください。複数回見学・体験し、具体的な支援内容・方法等を相談してください。

【11～12月 就学面談】

小・中学校または教育委員会が保護者と面談します。通常の学級・支援学級で学ぶ、支援学校に就学するなど、就学（進学）先や支援内容等について本人・保護者の意向を聞き、12月に就学先を決定します。

【1月 就学通知書】

就学通知書と入学説明会の案内等を送付します。



就学ガイダンス

時 4/24 (土)、5/23 (日)・26 (水)、10:00～11:00、5/21 (金)、17:30～18:30、**所** 生涯学習センター きらめきホール、**対** 来年4月に小学校に入学する子どもの保護者、**内** 市の支援教育の様子や今後の手続きの説明、就学相談申込資料一式を配付

◆さまざまな教育の場

【小・中学校】

通常の学級 支援の必要な子どもは、保護者と連携しながら個別的教育支援計画・指導計画を作成し、一人ひとりの実態に応じて指導内容・方法の工夫や必要な支援を行います。

通級指導教室 市内小学校（茨木・春日丘・大池・中津・郡山・太田・天王・沢池・白川）、中学校（養精・東・平田）に設置しています。一人ひとりのニーズに応じた特別な指導を行います（週1～月1回程度）。他校の児童・生徒も通うことができます。

対 言語障害、発達障害等、障害に応じた特別な指導を行う必要がある児童・生徒

支援学級 必要に応じて各小・中学校に設置しています。一人ひとりのニーズに応じた弾力的な教育課程を編成し、少人数による指導を行います。

対 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等、教育上特別な指導や支援の必要な児童・生徒、**備** すでに市立小・中学校に在籍し、支援学級への入級を希望する場合は7月上旬までに学校に相談してください。

【支援学校】

自立を図るために必要な知識・技能を身につけることを目的に、一人ひとりの障害特性、健康状態や経験等に応じた弾力的な教育課程を編成し、きめ細かな指導を行います。

対 視覚・聴覚・知的障害者、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者等

SOS ほっとくん!? 大人の気づいて声をかけあう関係づくり」とし、啓発用リーフレットを作成しています。社会教育振興課で配付しています(市HPからダウンロード可)。**問** 同課 ☎ 622・5180



幼児教育・保育無償化の手続きを

対 次のいずれかに該当する人、①私学助成の幼稚園を新たに利用する満3〜5歳児、②保育の必要性があり、幼稚園・認定こども園(教育部分)の預かり保育を利用する満3〜5歳児、③保育の必要性があり、認可外保育施設等を利用する未就学児(②の満3歳児と③の0〜2歳児は住民税非課税世帯のみ)、**備** 申請方法等詳細は市HP参照または利用予定の施設にお問い合わせください。**申** 利用開始日までに、申請書(保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 ☎ 620・1638

児童虐待かと思ったら189へ

「虐待を受けたと思われる子どもを

見つけた」、「子どもの異常な泣き声をよく聞く」、「児童虐待かも」と思ったときは、間違っても構いませんので、すぐに児童相談所 ☎ 189 に電話してください。あなたが気づき通報することで子どもの命や保護者が救われます。連絡した人の秘密は守られます。**問** こども相談室 ☎ 624・8951

ひとり親家庭の自立を支援

対 ひとり親家庭の親、**内** 〔自立支援教育訓練給付金〕教育訓練給付講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給、〔高等職業訓練促進給付金等〕看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・保育士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師、その他市長が認める資格を取得するための養成機関で修業中の人に、生活費の一部を助成、**備** 事前相談要、**問** こども政策課 ☎ 620・1625

まちづくり

春の全国交通安全運動

4月6日〜15日に、同運動が実施されます。交通安全に対する認識を深め、交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。**【重点目標】** ▼子供と高齢者等の歩行者の安全の確保、▼自転車の安全利用の推進、▼歩行者等の保

護等の安全運転意識の向上、**【大阪重点】** ▼信号遵守の徹底、**問** 交通政策課 ☎ 647・2916

免許を返納する高齢者を支援

高齢運転者が加害者となる交通事故防止と公共交通を使った外出を支援するため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

対 65歳以上の市民で、平成30年4月1日以降に自主的に有効期間内の運転免許証を全部返納した人、**内** グランドパス65(1か月相当分) またはIC OCA6千円分を補助(1人1回のみ)、**持** 印鑑、身分証明書、運転免許の取消通知書、**申** 4月1日〜来年2月末に、本人が直接、交通政策課 ☎ 647・2916

住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう

住宅火災の逃げ遅れによる被害を防ぐため、住宅用火災警報器の設置が義務化されています。設置から10年ほど経過すると電子部品の寿命や電池切れ等で、火災を感じなくなることがあります。定期的に作動確認を行い、機器を交換するなど適切な維持管理をしましょう。**問** 予防課 ☎ 622・6950

おおさか防災ネットの登録を

同ネットでは、府と府内市町村が共同し、府民の防災対策に役立つ、気

象・地震等の防災情報を掲載していますので、府・市HPからアクセスしてご利用ください。また、同ネットの防災情報メール配信サービス(左図読み取りから空メールを送信で登録)では、災害時の避難勧告・指示、避難所開設等の防災情報をリアルタイムで携帯電話等にメールで配信します。**問** 府危機管理室 ☎ 6941・0351



市の居住施策の推進に関する連携協定を締結

市は、北おおさか信用金庫、住宅金融支援機構と、同協定を締結しました。木造住宅の耐震改修や多世代近居・同居等の補助制度の利用者が、住宅金融支援機構と提携して北おおさか信用金庫が提供する住宅ローンを利用する場合に金利や手数料等が優遇されます。今後、三者が連携し、補助制度と協調した金融支援、広報等を行います。**備** 優遇内容には別途要件あり、詳細はお問い合わせください。**問** 居住政策課 ☎ 655・2755

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

対 子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯)と親世帯(子世帯の父母または祖父母)のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォーム



掲載しているイベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断補助	木造住宅	耐震診断費用の 10/11	50,000 円 / 戸
	共同住宅・長屋等 (木造住宅除く)	定額 (戸数分)	25,000 円 / 戸
	特定建築物 (一定規模以上)	耐震診断費用の 50%	1,250,000 円 / 棟※ 2
耐震設計・改修補助	木造住宅 (設計) ※ 1	耐震設計費用の 70%	100,000 円 / 棟
	木造住宅 (改修)	700,000 円 / 戸 (定額) (一定所得以下の世帯は 900,000 円 / 戸)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか少額な方	10,000,000 円 / 棟
	分譲共同住宅	① 50,200 円 / m ²	25,000,000 円 / 棟※ 2
補助除却	市指定緊急交通路沿道建築物	② 工事費用の 1/3	50,000,000 円 / 棟
	木造住宅	400,000 円 / 棟 (定額) (一定所得以下の世帯は 600,000 円 / 棟)	

※ 1 耐震改修工事を行う場合に限る、※ 2 府の簡便補助含む

し、転入した世帯に費用の一部を補助、
上限 30 万円、備その他条件あり、詳細はお問い合わせください。問 居住政策課 ☎ 655・2755

建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

対平成 12 年(非木造と除却は昭和 56 年) 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、内左表のとおり、

問 詳細はお問い合わせください。問 居住政策課 ☎ 655・2755

住宅・事業所での緑化に補助

道路に面した場所で新たに植え込みやシンボルツリー等を植栽する際、それに伴うブロック塀、フェンスの撤去、また、建物の壁面や塀を緑化する際の費用の 2 分の 1 を補助します(上限あり)。対象になる樹種や場所を広げ利用しやすくなりました。

備 必ず工事着工前に申請してください。要件等詳細は市 HP 参照、またはお問い合わせください。5 いばらき環境ポイント付与、問 公園緑地課 ☎ 620・1654

特定生産緑地指定の受付

平成 4 年に生産緑地の指定を受けた人で、特定生産緑地の指定を希望する人は 8 月 31 日が申請期限です。

所 都市政策課、備 制度概要、必要書類、受付期間等詳細は市 HP をご覧ください。対象者には 4 月初旬から順次案内を郵送します。問 同課 ☎ 620・1660

雨水貯留タンク設置補助のご利用を

雨水貯留には、散水等に利用することによる節水効果や浸水軽減効果等がありますので、設置をご検討ください。問 新たに購入する次の全てに該当する人、① 下水道が使用できる区域内に設置する、② 過去に同制度による助成を

聴覚・発語障害者向け、外国人向け 119 番通報サービスのご利用を

問 警備課 ☎ 622・6955、✉ keibi@city.ibaraki.lg.jp

聴覚や発語に障害のある人のための Net119 緊急通報サービス

緊急通報を行う補助的な通報手段として、スマートフォンや携帯電話で、文字等による消防への緊急通報(消防車や救急車の要請)ができます。

【利用登録】問 市内在住・在勤・在学で聴覚や発語の障害等で音声通話による 119 番通報が困難な人、備 事前登録要、詳細は市 HP 参照(右図読み取り)、申 スマートフォンまたは携帯電話を持参し、申請書(市 HP からダウンロード)を直接、同課

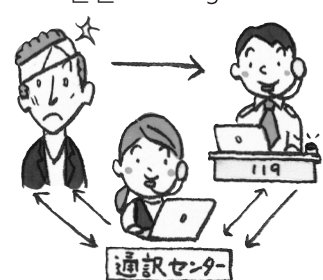


119 番通報時の外国語通訳 119 Call's interpretation service

外国人居住者・観光客・留学生等、日本語での会話が困難な人が、火災または病気やけがのため消防車や救急車を呼ぶ場合に、通訳センターを介した英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の通訳を行います(利用は市内からの 119 番通報に限る)。詳細は市 HP(右図読み取り)をご覧ください。



中文 English Español
한글 Português



悪質業者にご注意ください

チラシや広告の甘い言葉での勧誘や、市からと称し、検査や修繕等を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等をして、高額な代金を請求するといっ

ダウンロード可)を、郵送または直接、テ 567-8505 同課 ☎ 620・1667

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問 問先合、✉ メールアドレス、HP ホームページ、保 一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

た、悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等は一切していません。不審に思った場合は、指定工事を紹介しますの
で、ご相談ください。☎下水道施設課
620・1667、水道部総務課☎620・1690

いばきたフェイスブックで 北部地域の魅力を発信中

季節の話題やイベント情報等を発信していますので、左下図読み取りからご覧ください。ぜひ「いいね！」をお願いします。☎北
部整備推進課☎620・1609



環境

ええことカレンダー 「いばらき環境家計簿」の活用を

今年度版の同家計簿を作成しました。継続してつけることで、生活のどこからCO2が出ているのか一目で分かるようになります。環境政策課・各図書館・生涯学習センター等で配付(市HPからダウンロード可)していますので、ご活用ください。☎同課☎620・1644

みどりのカーテン市民モニター募集

☎次の全てに該当する市民または市内の事業者、①ゴーヤ等の植物を育てる

スペース(北側以外)がある、②観察記録表の提出に協力可、③説明会に参加可、☎定先着50人、5団体(1世帯または1団体につき1人のみ、未経験者優先)、☎みどりのカーテン(窓の外にツル性の植物で作る自然のカーテン)を育て、観察記録表をつける、☎説明会☎時5月11日(火)、午前9時30分～11時・午後4時～5時30分、☎所市役所南館8階中会議室、☎内ヒートアイランド現象とみどりのカーテンの育て方の説明等、ゴーヤの苗4株を配布(希望者は1株をキュウリの苗に変更可)、☎持筆記用具、苗を持ち帰る袋、☎備観察記録表提出時に15いばらき環境ポイント付与、説明会のみ参加希望者も要申込、☎環境政策課☎620・1644

省エネ・省CO2設備の 導入費用を一部補助

☎市内に事業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に定める会社、☎効果の把握できる新エネルギー導入や省エネルギー改修のうち市が定めた事業経費(50万円以上)の一部を補助、事業経費100万円当たり年間CO2削減量2トン以上(新エネルギーは1トン以上)の改修等、☎申請前に相談要、予算の範囲内で先着順、補助額等詳細は市HP参照、☎4月16日～12月24日、申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課☎620・1644

スプレー缶等と小型家電のスポット収集

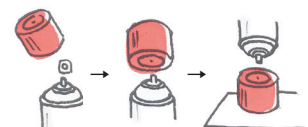
スプレー缶等(スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター)のスポット回収を実施しますので、やむを得ず中身が残ったスプレー缶等をお持ちください。また、拠点回収を行っている小型家電(リサイクル家電4品目除く)も、スポット収集で対応します。なお、スプレー缶等は、原則、下記の注意点を厳守の上普通ごみへ捨ててください。☎環境事業課☎634・0351

日程	時間	市役所 本館地下1階	生涯学習 センター	福井市民 体育館	いのち・愛・ゆめセンター 豊川	総持寺	沢良宜
5月8日(土)	午前10時～11時30分	○					
	午後2時～3時30分		○				
5月31日(月)	午後2時～3時30分	○	○				
7月10日(土)	午前10時～11時30分	○					
	午後2時～3時30分		○				
7月30日(金)	午後2時～3時30分	○	○				
9月11日(土)	午前10時～11時30分	○		○	○		
	午後2時～3時30分		○			○	○
9月29日(水)	午後2時～3時30分	○	○				
来年1月8日(土)	午前10時～11時30分	○					
	午後2時～3時30分		○				
1月31日(月)	午後2時～3時30分	○	○				
3月12日(土)	午前10時～11時30分	○				○	○
	午後2時～3時30分		○	○	○		
3月30日(水)	午後2時～3時30分	○	○				

(注)市役所は車両等で乗り入れできません。また、市役所以外の収集は、各施設の正面玄関で行います。中止や日程変更があった場合は市HPでお知らせします。11月開催予定のいばらき環境フェアでも実施予定です(詳細は広報いばらき等でお知らせ)。

【注意】▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」(*)等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶他のごみとは分け、中身が見える45ℓ以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う

※商品により有無・形状・使用方法(右図参照)が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。



定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、



掲載しているイベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

対 自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時に設置の家庭用燃料電池（エネファーム）・③強制循環型ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後①は電力受給後）6か月以内の人、**備** ②は①と同時に申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、補助額等詳細は市 HP 参照 **問** 4月16日～来年3月11日に、申請書（環境政策課で配付、市 HP からダウンロード可）と書類を直接、同課 **620・1644**

環境管理制度認証取得の費用を一部補助

対 市内に事業所を有する中小企業者等、**内** ISO14001等、**備** 予算の範囲内で先着順、補助額等詳細は市 HP 参照、**申** 申請書（環境政策課で配付、市 HP からダウンロード可）と必要書類を直接、同課 **620・1644**

こどもエコクラブへ登録を

同クラブ事業は、子どもたちが楽しみながら自然観察やリサイクル等の環境活動・学習を行うことを支援しています。3歳～高校生と、大人のサポーターでクラブの登録ができます。登録すると活動のヒントが掲載されている手帳やニュースが届くほか、事務局か

ら案内するイベントにも参加できます。なお、登録期間は1年間で、毎年3月に更新を行います。

備 5いばらき環境ポイント付与、**問** 同クラブ事務局（環境政策課内） **620・1644**

公共施設での古紙等拠点回収について

4月から古紙・小型家電等の拠点回収実施施設は左表のとおりです。今年度から一部変更となりますので、ご注意ください。詳細は市 HP をご覧ください。**問** 環境事業課 **634・0351**

古紙等拠点回収施設一覧

施設名	古紙等	小型家電等
市役所本館	△※	○
環境衛生センター	○	-
北辰出張所	○	-
公民館（茨木・春日丘・中条・安威・玉島・太田・太田分室・天王・白川・西）	○	-
図書館（中央・穂積）	○	-
図書館（中条・水尾・庄栄）	○	○
ローズ WAM	○	-
生涯学習センター	○	○
福井市民体育館	-	○
各いのち・愛・ゆめセンター	○	-

※牛乳パックのみ

家庭用生ごみ処理機等の購入費を助成

※ 購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、電気を使用しないコンポスト

容器類11基につき上限5千円（5年以内に2基まで）、電気式11上限2万円（5年以内に1基）、**備** 申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、詳細は市 HP 参照、**申** 申請書（資源循環課で配付、市 HP からダウンロード可）を直接、同課 **620・1814**

商工・消費生活

正規雇用促進奨励金制度のご利用を

対 失業中の市民を正規労働者として市内の事業所で雇用した、または非正規労働者として働く市民を市内事業所で正規労働者へ転換した（同一企業内での転換に限る）①中小企業事業主・②働きやすい職場づくり認定事業所の事業主、**¥** ①30万円・②50万円（短時間の場合①20万円・②30万円）、**備** ①単年度に2人分まで、詳細は市 HP 参照またはお問い合わせください。**申** 正規労働者として雇用または転換した日から6か月経過後3か月以内に、商工労働課 **620・1620**

障害者雇用奨励金のご利用を

市では、障害者の雇用を促進するため、障害者雇用奨励金制度を設けています。

対 知的・精神・重度身体障害者の市民を雇用保険の一般被保険者として雇用

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。**問** 消費生活センター **624・1999**

催眠（SF）商法に注意！

【事例】 友人に「格安で食料品を売っている所がある」と誘われた。販売員が親切で楽しく、連日通っていると、血管がきれいになるという高額の高額食品を勧められた。「今日が締め切り」と言われ断り切れずに購入したが高すぎるので返品したい。

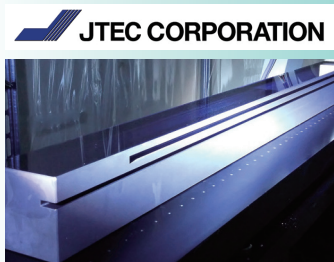


【回答】 閉め切った会場などに人を集め、日用品等を格安で販売するなどして場の雰囲気盛り上げた後に高額な商品を契約させる手口で、SF商法とも呼ばれています。通いつけて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘されると断りにくくなります。勧誘されても必要なければきっぱり断りましょう。契約後8日以内ならクーリング・オフができる場合があります。

頑張る市内企業

紹介編 vol.98

(株)ジェイテックコーポレーション (彩都やまぶき)



オンリーワンの技術で広く社会に貢献

平成5年(1993年)創業の同社は、大阪大学と理化学研究所の研究成果を実用化した放射光施設用X線ナノ集光ミラーや各種自動細胞培養装置などの開発を中心に事業規模を拡大し、昨年9月には東証一部に上場しました。

X線ナノ集光ミラーは、小惑星探査機はやぶさが持ち帰った小惑星イトカワの微粒子解析をはじめ国内外の科学・医学・食品等多岐にわたる分野の研究促進に貢献し、世界トップレベルの精度として高い評価を得ており、同社は経済産業省が選定する「グローバルニッチトップ企業100選」にも選ばれました。

津村社長は「これからも新分野に挑戦し、技術力を向上させ、オンリーワンの技術で広く社会に貢献していきたい」と話しました。

関商工労政課 ☎ 620・1620

対象労働者	支給額
重度身体・知的障害者	第1～3期に各30万円
重度身体・知的障害者(短時間労働者)	第1・2期に各21万円
精神障害者、重度以外の知的障害者	

特定求職者雇用開発助成金の対象期間を終了した月の翌月から起算し、6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1～3期)とする。

し、国の特定求職者雇用開発助成金を受給した、従業員数が300人以下の事業

介護・福祉事業所の求人活動経費を補助

主、**内**左上表のとおり、**申**支給対象期が終了した月の翌月から3か月以内に、**商**工労政課 ☎ 620・1620

市内介護・福祉事業所の求人説明会等への出展や、市内介護・福祉事業所で構成される団体による求人説明会等の経費を補助します。

対①市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人、②①で構成される団体、

勤労者互助会給付金一覧表

共済事由			共済金給付額（円）	
結婚祝金			40,000	
子の出生祝金			16,000	
子の小・中学校入学祝金			各 12,000	
死亡弔慰金	会員	交通事故死亡	560,000	
		交通事故死亡以外の 不慮の事故死亡	160,000	
		その他の死亡	120,000	
		配偶者	200,000	
		子	40,000	
		親	12,000	
	障害 見舞金	交通事故		16,000 ～ 520,000
その他		120,000		
傷病 見舞金	休業 14 日以上		12,000	
	休業 30 日以上		28,000	
	休業 90 日以上		48,000	
	休業 120 日以上		68,000	
住宅災害見舞金	火災、航空機の 墜落等		全焼・全壊	400,000
			半焼・半壊	360,000 以内
			一部焼・一部損壊	120,000 以内
	自然災害	風水害	全壊・流失	120,000
			半壊	60,000
			床上浸水	4,000 ～ 60,000
			一部壊	4,000 または 2,000
		地震	全壊	40,000
			半壊	20,000
			一部壊	4,000
			同居親族の死亡（一人当たり）	

市勤労者互助会へご加入を

互助会に加入すれば、個々の事業所では充分な福利厚生が困難でも、事業所の事務負担を増やさず低コストで従業員の福利厚生の充実が図れます。また、優秀な人材の確保や定着も期待で

内①求人説明会等への出展費用、②求人説明会を市内で開催するための費用、**外**次のいずれか少ない額、**内**補助対象経費の合計額の2分の1、**内**補助対象事業の総事業費から収入を減じて得た額、**内**①10万円、②20万円、**備**事前相談要、**関**商工労政課 ☎ 620・1620

きます。ぜひご活用ください。

対15歳以上71歳未満で、次のいずれかに該当する人、①市内の事業所・商店に勤務する従業員や事業主(事業主のみの加入は不可)、②市外の事業所・商店に従業員として勤務する市民、**内**各種共済給付金(左表)、人間ドック受診費用補助、宿泊・レジャー施設の優待等、**外**加入時1人100円(脱会時返金)、1人月500円(①は会費の2分の1以上は事業主負担、事業主が負担した会費は損金または必要経費として処理可)、**備**パートタイマーも加入可(①は原則、事業所・商店単位で加入)、**関**同会(茨木商工会議所内) ☎

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**外**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



掲載しているイベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

622・6631

茨木商工会議所の無料相談

時 4月19日(月)、5月17日(月)、6月21日(月)、「金融相談(事業資金・教育ローン)」「午後1時～3時」、「創業相談」午後2時～4時、所・岡同会議所 622・6631

就職のためのスキルアップを支援

対失業中または非正規労働者として働く市民、▽厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座の受講料(入学金除く)の2分の1(上限5万円)、国の教育訓練給付金の支給対象外の人、は、国の教育訓練給付金相当額を加算、備その他の要件等はお問い合わせください。申講座修了日から3か月以内に、商工労政課 620・1620

求人

会計年度任用職員を募集

内保育士、幼稚園教諭、看護師、学童保育指導員、備申込・対象・勤務条件等詳細は市 HP (下図読み取り) またはお問い合わせください。問人事課 620・1601



市立小・中学校学習支援者

時月々金曜日のうち学校と調整(1回

2時間以上)、所市立小・中学校、対大学生等、内児童・生徒の学習や諸活動等の支援、¥1回千円、問学校教育推進課 620・1683

その他

文化財資料館展示室

(①1階・②2階)の閉室

時 4月1日(木)～①9月30日(木)・②来年3月31日(木)、問同館 634・3433

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの5月抽選分の申込受付は4月20日～30日に行います。『クリエイトセンター』センターホール 来年5月4日・28日 午後6時～10時、5月5日～7日・20日・21日・29日 終日、5月14日 午前9時～午後5時、多目的ホール 11月5日・12日 午後6時～10時、11月6日・7日・20日・21日・27日・28日 終日、11月10日・14日・17日・24日 午前9時～午後5時、11月13日 午前9時～正午、「生涯学習センター(火曜日休み)」きらめきホール 10月1日・29日 午後0時30分～6時、10月2日 終日、10月3日・4日・8日・9日・30日 午前9時～午後6時、10月6日・13日・20日・27日 午後6時

パブリックコメントを実施

①市民会館跡地エリア(新施設・広場)管理運営計画(案)

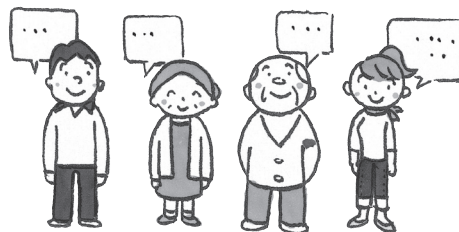
内新施設と広場の管理運営や、今後の事業展開等の方向性を示す計画案、備資料は4月5日から閲覧可、申4月26日(消印有効)までに、市民会館跡地活用推進課 655・2757、FAX 623・3025、✉atochi@city.ibaraki.lg.jp

②市立幼稚園再編整備計画(案)

内今後の方向性について具体的な活用策やスケジュールの考え方を示す、備資料は4月26日から閲覧可、申5月24日(消印有効)までに、保育幼稚園総務課 655・2753、FAX 622・9089、✉hy-somu@city.ibaraki.lg.jp

③市住宅建築物耐震改修促進計画の改定(案)

内住宅や建築物の耐震改修の促進を図る計画の改定案、備資料は4月21日から閲覧可、申5月19日(消印有効)までに、居住政策課 655・2755、FAX 620・1730、✉jutaku@city.ibaraki.lg.jp



共通事項

備資料は市 HP (右下図読み取り) からダウンロード可、各担当課・情報ルーム・各図書館(②北辰出張所・各市立幼稚園・認定こども園)で閲覧可、提出された意見や意見に対する市の考え方は後日公表(住所・氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。申市 HP から申込、または意見書(様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見かを明確に)を、郵送・メール・ファックス(住所・氏名・連絡先を記入)、直接、〒567-8505 各担当課



30分～9時30分、10月7日 午前9時～午後3時、10月14日・21日・28日 午後0時30分～9時30分、ローズ W AM(火曜日休み)ファミホール 11月14日 午後0時30分～6時、11月18

スポーツ推進審議会委員を募集

時 5月から2年間(年2～4回程度)、日 午前9時～午後3時、11月20日 終日

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、保一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

所・問市民課 ☎ 620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	○転出証明書（転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード）、○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○介護保険受給資格証明書（保有者のみ）、○後期高齢者医療負担区分等証明書（保有者のみ）、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票（5年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要）、パスポート（入国スタンプ要）	世帯主または世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日の前日まで	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から14日以内		

※外国人住民も届出が必要です。

※虚偽の届出を防ぐために、届出時に届出人の本人確認を行います。やむを得ず代理人が届出をする場合は委任状が必要です。

※持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。

※国外からの転入には入国スタンプのあるパスポート、または航空チケット等入国日の分かるものが必要です。

対 20歳以上の市内在住・在勤・在学者（国または地方公共団体の議員・職員等除く）、**定**2人、**内**市スポーツ推進計画の進捗状況・中間見直し等の審議、**¥**日額9千円、**備**選考あり、**申**4

月28日までに、申込書（市HPからダウンロード可、スポーツ推進課、各市民体育館で配付）と小論文を、郵送・メールまたは直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1608、✉ sportsk@city.ibaraki.

or

安心して低価格な市営葬儀のご利用を

対 死亡者または喪主が本市に住民登録をしている人、**¥**左表のとおり（死亡者が本市に住民登録をしていなかった場合、使用料は2倍）、**備**別途宗教者へのお礼、供花、会葬者へのお礼の品、食事等の料金が必要、**問**市民課 ☎ 620・

項目	金額(円)	内訳(円)			
		会場使用料	納棺・葬祭用品	祭壇飾り葬儀進行	その他
第1告別式場(席数45) 控室1室(30人程度)	125,880	38,000	27,500	23,500	火葬代 19,000円
第2告別式場(席数106) 控室4室(60人程度)	206,280	102,400		39,500	霊柩車 11,880円 (納棺・火葬のみは除く)
第3告別式場(席数50) 控室3室(50人程度)	140,680	52,800		23,500	霊安室 6,000円 (2日分)
第3告別式場(席数80) 控室3室(50人程度)	156,480	68,600		23,500	
第5告別式場(席数18) 控室1室(14人程度)	110,380	22,500		23,500	
自宅・集会所等	87,880	-		23,500	
納棺・火葬のみ	52,500	-		-	

自動交付機を撤去

5月31日に、市民課に設置の自動交付機でのサービスを終了します。マイナンバーカード・住民基本台帳カード所有者でコンビニ交付利用申請済の人はコンビニ等をご利用ください。証明発行カード（印鑑登録証）は引き続き窓口で利用できます。**問**同課 ☎ 620・1621

東京五輪音頭ー2020ーのCD・DVDを貸し出します

東京2020オリンピック・パラリンピックで、世界から来た人と楽しむための東京五輪音頭（歌 石川さゆりさん、加山雄三さん、竹原ピストルさん）のCD・DVDを、市内活動団体に貸し出します。車いすに乗ったままでも踊りやすい振り付けも用意されていますので、地域の盆踊りやイベントなどでご利用ください。**申**スポーツ推進課 ☎ 620・1608

小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に、宿泊費用の一部を補助しています。**所**指定宿泊施設（市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照）、**内**補助額 小



掲載しているイベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

所有者不明猫活動団体の 取組みにご理解を

問・申 市民生活相談課 ☎ 620・1603

近年、所有者不明猫（野良猫）への無責任な餌やり・糞尿等の相談が市に多数寄せられています。これらの問題を解決するため、市に登録している同団体等に避妊・去勢手術費用の一部を助成しています。同団体は、野良猫を排除するのではなく、不幸な命を新たに生み出さないために避妊・去勢手術をし、一代限りの命を全うさせる活動をしています。野良猫がその地域で生きていくためには、地域の皆さんの理解が不可欠です。今以上に不幸な命を増やさないために、無責任な餌やり等はやめましょう。



同団体新規登録説明会

時 5月25日(火)、午後2時から、**対**市内に生息している野良猫を避妊・去勢手術等により減らす活動を希望する市民、**備**登録には2人以上で構成された団体、説明会への参加等条件あり、場所等詳細は申込後通知、**申** 4月1日～30日に、市民生活相談課

里山ふれあいオートキャンプ場の のご利用を

時 4月24日～11月27日の土曜日（5月29日、11月20日除く）、5月2日(日)～4日(祝)、7月22日(祝)・23日(祝)、8月8日(祝)、9月19日(日)、午後1時～翌午前

豆島町Ⅱ中学生以上1泊2千円、小学生1泊1500円、竹田市Ⅱ中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、**利用回数** 1人年度間各1泊、**申** 施設へ予約後、宿泊日の10日前までに申請書（同課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1810

ご寄附ありがとうございます

10時、**所**旧北辰中学校グラウンド、**対**市内在住・在勤の家族、**定**先着10区画、**¥**1区画300円(10m×10m)、**備**宿泊要、利用後の区画等清掃要、トイレ・炊事場あり、自然観察・木工体験イベントあり、詳細は里山センターHP参照、**申** 4月1日から、宿泊日の3か月前～原則3日前、午前9時～午後5時に、電話で同センター ☎ 646・7531

次の皆さんから、市へのご寄附(10万円以上、または相当品)をいただきました(敬称略)。

◆イズミヤ(株) 17万2480円、◆大幸薬品(株) フレベリン 1万462個

飼い犬登録と狂犬病予防注射

生後3か月を経過した犬の飼い主は、必ず市へ飼い犬の登録をし、毎年1回狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。予防注射は、動物病院または市が実施する集合注射で接種することができます。集合注射は、一定距離内に動物病院がない地域で実施します。接種後まれに犬の体調が悪くなることや死亡することがあり、医療設備が整っていない集合注射の会場では、十分な対応ができないため、動物病院での接種を推奨しています。動物病院で接種するときは、診療日時や必要な料金を確認してください。

注射済票は、市内の動物病院（飼い犬登録をしている人に送付の狂犬病予防注射案内、または市HP参照）と集合注射会場で交付されます。それ以外で接種した場合は、市の窓口で交付手続きが必要です。

【集合注射】 時・所 右表のとおり(雨天決行)、**¥**注射・注射済票交付3,300円、飼い犬登録が未登録の場合は登録料3,000円(未登録の場合は、事前連絡要)、**備**駐車場なし、**注意事項** 犬を服従させられる人が連れてくる。安全な首輪・リード・口輪等を使用する。3月中に市から送付の受診票(切り離さない)を持参する。糞と尿の後始末ができるものを携帯する。注射を嫌がり暴れる、よく吠える、体調の悪い犬は動物病院で接種させてください。問 市民生活相談課 ☎ 620・1603



集合注射日程表

とき(4月)		ところ
14日(水)	13:00～13:15	車作青年会館前
	13:45～14:05	下音羽バス停前
	14:25～14:40	銭原クラブ前
15日(木)	13:00～13:20	佐保公民館前
	13:45～14:05	北辰出張所前
	14:25～14:40	上音羽クラブ前
16日(金)	13:00～13:15	大岩集会所前
	13:40～14:05	国見峠緑地(緑地公園バス停前)
	14:25～14:50	山手台中央公園
19日(月)	13:00～13:20	安威森林会館前
	13:40～14:05	遍照寺前(福井小学校東門北)
	14:25～14:50	豊川のいのち・愛・ゆめセンター前
20日(火)	13:00～13:40	太田公民館前
	14:10～14:50	郡さくら公園
21日(水)	13:15～14:50	彩都西公園
22日(木)	13:00～13:20	蔵垣内公園
	13:35～14:00	丑寅公園
	14:35～14:50	白川中央公園

4月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、48ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	と き	ところ	相談内容	と き	ところ
相続、離婚等の法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00 (※)	市民生活相談課 ☎ 620・1603 ※前日、8:45 から 電話で予約 (前日 が土・日曜日、祝 日の場合は、その 直前の開庁日)	女性面接相談	毎週月～土曜日 (火曜日除 く)、10:00～16:00 (要予約)	男女共生センター ローズ WAM ☎ 620・9920
日曜法律相談 (先着7人)	25 日(日)、9:00～12:30 (21 日、8:45 から電話で予約)		女性電話相談 ☎ 621・0892	毎週月～土曜日 (火曜日除 く)、10:00～16:00	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30 (※)		男性のための 電話相談	21 日(水)・28 日(水)、 18:30～21:30	
国の仕事に関する 行政相談	総務省行政相談センター ☎ 0570・09・0110 にお問い合わせください。		女性のはたらき方 相談	9 日(金)、9:30～12:30 (要予約)	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着5人)	7 日(水)、9:30～12:00 (※)、 相続、遺言、離婚協議書、許 可申請等		女性法律相談	15 日(水)・17 日(土)、 9:30～12:30 (1 日、9:00 から電話で予約)	配偶者暴力相談 支援センター ☎ 622・5757
司法書士相談 (各日先着5人)	7 日(水)=登記、相続、21 日(水)・ 28 日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00 (※)		仕事なんでも相談	22 日(水)、13:00～16:00	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	21 日(水)、9:30～12:00 (※)、 土地の境界等		DV 相談 デート DV 相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会 ☎ 691・ 8600、全日本不動産協会 ☎ 06・6155・1717 にお問い 合わせください。	消費生活センター ☎ 624・1999	人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	人権センター ☎ 622・6613
税務相談 (先着5人)	8 日(水)、13:00～16:00 (※)		人権や生活上の さまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直 ☎ 635・7667 ②豊川 ☎ 643・1470 ③総持寺 ☎ 626・5660 ④人権・男女共生課 ☎ 620・1640
公証人相談 (先着5人)	1 日(水)、9:30～12:00 (※)	市民生活相談課	お仕事じっくり 相談 (要予約)	① 2 日(金)・② 21 日(水)・ ③ 22 日(木)、13:30～15:30	
戸籍相談 (先着4人)	15 日(水)、14:00～16:00 (前日、8:45 から電話で予約、 市民課 ☎ 620・1621)		くらし設計相談 (要予約)	① 16 日(金)・② 9 日(金)・ ③ 24 日(土)・④ 2 日(金)、 13:00～17:00	くらしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎ 655・2752
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、10 日(土)・24 日(土)、 9:00～12:00	こども政策課 ☎ 620・1625	生活困窮に関する 相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00 (予約優先)	
人権擁護委員 による人権相談	8 日(水)・22 日(水)、 13:00～15:00		経営相談	毎週月～金曜日、 10:00～17:00 (予約優先)	商工労政課 ☎ 620・1620
ひとり親のため の法律相談	27 日(水)、13:00～16:00 (1 日、8:45 から電話で予約、 こども政策課 ☎ 620・1625)	障害福祉課 ☎ 620・1636 (FAX) 627・1692	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00 (要予約)	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00		仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、22 日は12:00 まで)	消防本部 ☎ 622・6955
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	あけぼの学園 ☎ 626・0105	防火相談	毎日、9:00～17:00	
障害児相談 (18 歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00 (面談は要予約)		分譲マンション 管理相談会 (先着4人)	13 日(水)、9:00～12:00 (6 日までに要予約)	居住政策課 ☎ 655・2755
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)	教育センター ☎ 626・4400			
電話教育相談 ☎ 625・7830	毎週月～金曜日、 8:45～17:00				
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎ 0120・147970 (小・中学生 対象)、☎ 627・5511 (保護者 対象)、上記以外は ☎ 0120・ 7285・25				
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00				
発達相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)	教育委員会分室 (予約は上記教育センター)			

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課 ☎ 620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、